PFI事業に係る実施方針の策定の見通し(令和2年度)

令和2年11月11日 東大阪市長 野田義和

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第15条第1項の規定に基づき、PFI事業に係る実施方針の策定の見通しを公表する。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	担当
東大阪市営北蛇草	令和4年度から令和6	(仮称)東大阪市営北蛇	東大阪市長瀬町	令和3年2月 (予定)	建築部住宅改良室
住宅C棟建替事業	年度まで	草住宅C棟等整備業務、		東大阪市ウェブサイトに	工事担当
	(予定)	入居者移転支援業務		て公表	電話 06-4309-3233 (直通)